第 12 期第３回石狩・後志地区海面利用協議会　議事録

日　時　　令和７年３月 18 日（火）　13 時 30 分～14 時 30 分
場　所　　北海道立総合研究機構 水産研究本部 中央水産試験場３階 中会議室
出席者　　別紙「出席者名簿」のとおり
議　題　　１　サクラマス親魚確保対策について
　　２　後志管内さくらます船釣りライセンス制について
　　３　北海道海面利用協議会について
　　ア　クロマグロ遊漁管理について
　　イ　免許不要のゴムボートについて

議　事

（１）議題１　サクラマス親魚確保対策について

（ア） 事務局（江川技師。以下「事務局」という。）から資料１－１、資料１－２、資料１－３に基づき説明。

（特記事項）

・資料１－２に記載の計６河川について、石狩後志海区漁業調整委員会による河口付近のサケ・マス採捕禁止指示（以下「河口規制」という。）は令和７年度までであり、令和８年度以降は関係先（漁協、遊漁団体等）と協議し検討する旨、口頭で補足説明。

・資料１－３に記載の珊内川、古宇川及び野束川における親魚捕獲実績について、実績が０尾であった理由を口頭で補足説明。

（イ）質疑・意見等（有・無）

佐藤委員）資料１－３の周知・啓発実績の内容について説明願いたい。

事務局）　河口規制に係る看板の設置、遊漁者からの問い合わせへの対応を指している。

佐藤委員）現地視察は行ったか。

事務局）　看板の設置は行っているが、現地指導はしていない。

田中委員）資料１－３の親魚捕獲実績について、計画の 100 尾に対し実績が０尾の河川があるが、前年は計画に近い尾数の捕獲実績があったのか。

事務局）　令和５年の実績は 10 尾程度である。

佐藤委員）珊内川の砂防ダムに魚道が設置されているが、古いものであるため幅が狭い。土砂の堆積もある。

安住課長）当管内の各魚道については、クマとの遭遇の懸念があり行けない場合もあるが、最低限年１回は現地を確認し、必要に応じて清掃を行うことで魚道機能の維持に努めている。

（２）議題２　後志管内さくらます船釣りライセンス制について

（ア）事務局から資料２－１、資料２－２、資料２－３に基づき説明。

（特記事項）

・資料２－２に記載のライセンス承認件数の変遷について、コロナ禍の影響により令和４年

前後に遊漁者が多かったことが推測される旨、口頭で補足説明。

・漁協及び遊漁船業者に対し、当該ライセンスの取得に係る啓発を文書により行った旨、口頭で補足説明。

（イ）質疑・意見等（有・無）

佐藤委員）資料２－２のライセンス承認件数について、漁業者及び兼業者は年を追うごとに減少している。この状況において、プレジャーボートの件数を増やさなければ、ライセンス承認申請者が支払う協力金は旗章作成等の事務経費で消え、さけ・ます増殖事業へ回す予算がなくなる懸念があることを以前から指摘している。

兼業者の中には「自分の地域ではさくらますがあまり釣れないから」としてライセンスを取得しない者もいるが、どのような仕掛けでもさくらますが掛かる可能性があることから、遊漁船を兼業している漁業者全員がライセンスを取得するよう、行政から指導しなければ、ライセンス制を導入している意義、漁業者の意識が薄れていくのではないか。

安住課長）さくらますが釣れる可能性を認識していれば、放流を前提としていても当該委員会指示に抵触するというのが公式な見解である。

一律に規制を行うことは難しいが、この見解も含めなるべく当該ライセンスを取得するよう、文書により漁協を通じて兼業者へ指導するなど、できる範囲の対応を行っているところである。

佐藤委員）プレジャーボートについて、大半の遊漁者はライセンスを取得していると思うが、ライセンス旗章を掲揚せずに免許不要のゴムボートで船釣りを行う遊漁者が見受けられるので、周知・啓発が不足しているのではないか。

安住課長）職員が現場に常駐することは困難であることに加え、ライセンスパトロール中にその現場に出会すこともなかなか無い状況であるが、ゴムボートによる遊漁の情報が多く寄せられた泊村堀株では、ボートの揚げ降ろしが行われていると思われる海岸に看板を設置し、啓発に努めるところである。

多木委員）資料２－２の釣果報告提出状況において、未報告件数は釣りを行わなかった者の件数か、あるいは単に報告を提出していない者の件数なのか。

事務局）　釣りを行わなかった場合もその旨を報告することとしているため、釣行の有無も不明の件数である。

海区委員会事務局から未報告者に対し、報告の督促を行っている。

多木委員）報告を行わなかった場合、当該者に対し次年度のライセンス承認は行わないのか。

林事務局長）釣果報告の提出を義務付けていることから、基本的に未報告者に対し翌年度の承認は行わない。

（３）北海道海面利用協議会について

ア　クロマグロ遊漁管理について

（ア）事務局から資料３－１、資料３－２に基づき説明。

（特記事項）

・令和７年度のクロマグロ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示について、後志管内の遊漁船業者、マリーナ及び釣具店等に対し、文書及び水産庁チラシ（別紙）を送付することで周知・啓発を行う旨、口頭で補足説明。

（イ）質疑・意見等（有・無）

角野委員）資料３－２及び別添水産庁チラシにて、令和７年４月から広域漁業調整委員会指示の内容が変更となる旨の説明があったが、変更内容や令和７年度の採捕上限数量、チラシは水産庁ホームページで開示されている理解でよいか。

事務局）　お見込みのとおり。

安住課長）当方としても、当該委員会指示による規制の強化について、単に「水産庁のホームページを確認する」よう周知することにとどまらず、クロマグロの盛漁期に合わせて文書を再度送付するほか、遊漁関係団体に対し対面で、周知・啓発の依頼をさせていただくことを考えている。

佐藤委員）数少ない魚をさらに少なくしないよう、我々の海域の兼業者は、漁業として一本釣りのクロマグロ採捕は行うがクロマグロを目的とした遊漁船の営業は行っていない。

資源も少しずつ回復してきているので、大手を振ってクロマグロを採捕できる状況になれば良いが。

安住課長）漁業者の協力により、少しずつ資源が回復している。この勢いで資源がより回復してほしいと考えている。

イ　免許不要のゴムボートについて

（ア）事務局から資料３－１、資料３－２に基づき説明。

（特記事項）

・ミニボートによる遊漁の情報が寄せられている泊村堀株の海岸において、ミニボート利用者等を対象とした啓発看板の設置を行う旨、口頭で補足説明。

質疑応答（有・無）

佐藤委員）野塚漁港の外側の斜路では、ゴールデンウィーク前頃から秋までの間にゴムボートを利用するグループが見受けられる。免許不要の２馬力ゴムボートでもかなり沖まで航行しているが、事故等があれば一番先に我々漁業者が捜索にあたらなければならない。ゴムボート利用者の全員ではないが、特にマナーの悪い者が目を引く状況である。

時期になったら、現地を見ていただきたい。

安住課長）ご指摘いただいた野塚の斜路は、その方面に行く際は必ず付近を通ることから、注意して見て参りたい。

佐藤委員）バイクでは原動機付自転車でも免許が必要であるのと同様に、国が将来的には２馬力でも免許が必要となるようにする方が良いのではないか。

事故が発生しないよう、何らかの対策をとっていただきたい。

田中委員）マリンジェットでも免許が必要となったので、不可能ではないのでは。

安住課長）安全性の確保については、地域にかかわらず全道的な課題。制度を変えていかなければならないという意見については、関係各所に伝えていく必要があると認識している。

佐藤委員）３月３日に開催された北海道海面利用協議会でも、クロマグロ遊漁とミニボートについて同様の説明があり議論がなされたが、この情報は振興局に共有されているか。

安住課長）会議資料は共有されているが、議事の提供は受けていない。今後は、地区協議会開催までに漁業管理課から情報提供を受けることで、地区協議会では道協議会でいただいた質疑・意見等の共有を行いたい。

（４）その他

○　事務局から、今回の協議会をもって第 12 期が終了することを改めて説明し、任期が満了となる委員を紹介した。

以上